

京都市死体解剖保存法の施行に関する要綱

令和4年7月25日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、死体解剖保存法（以下「法」という。）、及び死体解剖保存法施行規則（以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、当該各号に定める申請書により市長又は保健所長に申請しなければならない。

- (1) 法第2条第1項の規定による許可 死体解剖許可申請書（第1号様式）
- (2) 法第9条ただし書きの規定による許可 解剖室外死体解剖許可申請書（第2号様式）
- (3) 法第19条第1項の規定による許可 死体保存許可申請書（第3号様式）

2 前項第1号による死体解剖許可申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 死亡の事実を証明する書類（省令第一号書式）
- (2) 解剖に関して遺族の承諾を得たとき 解剖に関する遺族の承諾書（省令第二号書式）
- (3) 法第7条第2号の規定に該当するとき 法第7条第2号の規定に該当することを証する証明書（省令第三号書式）
- (4) 解剖者が医師又は歯科医師のとき 医師又は歯科医師の免許証の写し
- (5) 解剖者が医師又は歯科医師でないとき 履歴書

3 第1項第3号による死体保存許可申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 保存に関して遺族の承諾を得たとき 死体保存に関する遺族の承諾書（第4号様式）
- (2) 遺族の所在が不明で死体の保存に関して遺族の承諾を得られないとき 死体保存に関する遺族の諾否確認不能申述書（第5号様式）

(許可)

第4条 次の各号に掲げる許可は、市長又は保健所長が当該各号に定める許可証を交付することにより行うものとする。

- (1) 法第2条第1項の規定による許可 死体解剖許可証（第6号様式）
- (2) 法第9条ただし書きの規定による許可 解剖室外死体解剖許可証（第7号様式）
- (3) 法第19条第1項の規定による許可 死体保存許可証（第8号様式）

(処分届)

第5条 法第19条第1項の許可を受けた者で、当該許可に係る死体を処分しようとする者は、保存死体処分届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補足)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。